

清水町公民館使用条例（昭和33年清水町条例第20号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後					改正前				
別表1（第6条関係） 1 清水町中央公民館					別表1（第6条関係） 1 清水町中央公民館				
	区分	面積	基本使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)		区分	面積	基本使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
一階	大集会室	318.91㎡	1,950円	630円	一階	大集会室	318.91㎡	1,950円	630円
	会議室1	68.00㎡	390円	210円		小会議室	68.00㎡	390円	210円
	研修室1	34.44㎡	260円	210円		老人研修室	64.05㎡	390円	210円
	研修室2	64.05㎡	390円	210円		第1研修室	34.44㎡	260円	210円
二階	会議室2	137.91㎡	910円	310円	準備室	15.46㎡	130円	100円	
	会議室3	52.75㎡	350円	210円	第2研修室	58.88㎡	390円	210円	
	研修室3	89.82㎡	650円	210円	第3研修室	89.82㎡	650円	210円	
	幼児室	30.50㎡	260円	210円	会議室	137.91㎡	910円	310円	
	調理実習室	86.00㎡	650円	210円	幼児プレイ室	30.50㎡	260円	210円	
	団体会議室	58.51㎡	390円	210円	調理実習室	86.00㎡	650円	210円	
					視聴覚室	58.51㎡	390円	210円	
備考 1 使用のための準備及び現状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。 2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。 3 冷房期間は、5月15日から10月15日までの間とする。 4 暖房期間は、11月1日から翌年の4月30日までの間とする。					備考 1 使用のための準備及び現状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。 2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。 3 冷房期間は、6月15日から9月15日までの間とする。 4 暖房期間は、11月1日から翌年の4月30日までの間とする。				

改正後				
別表2 (第6条関係)				
1 清水町中央公民館				
区分		面積	基本使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
一階	大集会室	318.91㎡	290円	90円
	会議室1	68.00㎡	50円	50円
	研修室1	34.44㎡	50円	50円
	研修室2	64.05㎡	50円	50円
二階	会議室2	137.91㎡	130円	50円
	会議室3	52.75㎡	50円	50円
	研修室3	89.82㎡	90円	50円
	幼児室	30.50㎡	50円	50円
	調理実習室	86.00㎡	90円	50円
	団体会議室	58.51㎡	50円	50円
備考				
1 使用のための準備及び現状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。				
2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。				
3 冷房期間は、 <u>5月15日から10月15日</u> までの間とする。				
4 暖房期間は、11月1日から翌年の4月30日までの間とする。				

改正前				
別表2 (第6条関係)				
1 清水町中央公民館				
区分		面積	基本使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
一階	大集会室	318.91㎡	290円	90円
	小会議室	68.00㎡	50円	50円
	老人研修室	64.05㎡	50円	50円
	第1研修室	34.44㎡	50円	50円
	準備室	15.46㎡	50円	50円
	二階	第2研修室	58.88㎡	50円
第3研修室		89.82㎡	90円	50円
会議室		137.91㎡	130円	50円
幼児プレイ室		30.50㎡	50円	50円
調理実習室		86.00㎡	90円	50円
視聴覚室		58.51㎡	50円	50円
備考				
1 使用のための準備及び現状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。				
2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。				
3 冷房期間は、 <u>6月15日から9月15日</u> までの間とする。				
4 暖房期間は、11月1日から翌年の4月30日までの間とする。				

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。